

平成23年3月15日

荷主団体各位



愛知県過積載防止対策連絡会議
愛 知 県 警 察 本 部
中部地方整備局名古屋国道事務所
中 日 本 高 速 道 路 (株) 名 古 屋 支 社
中 部 運 輸 局 愛 知 運 輸 支 局
自動車検査独立行政法人中部検査部

過積載運行の防止について（お願い）

平素は、交通運輸、道路行政につき格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、トラック運送事業は国内貨物輸送の大宗を占め、荷主の皆様のニーズに迅速かつ確実に対応するため、日々最大限の努力を傾けており、その結果、我が国の産業、経済の発展や国民生活に必要不可欠な事業として大きく貢献しているところであります。

また、近年におきましては、一層利用者ニーズの高度化・多様化が進み、より良質で安定した輸送サービスの提供が求められてきておりますが、この要請に的確に対応し、かつ輸送の安全を確保するため関係行政機関は、日頃からトラック運送事業の環境整備と適正な事業運営について指導監督を行っているところであります。

この様な中、自動車の最大積載量を超過して違法に貨物を運送する「過積載運行」は、過大な重量による制動力やハンドリング能力の低下から交通事故を起こす危険性が極めて高く、死傷者を伴う重大事故の惹起や、道路・橋梁を損壊する原因ともなります。また、車両コストの増大と燃費の低下につながり、より良い環境整備への取組の阻害要因ともなります。

このため、道路交通法においては、過積載運行に関して、運転者ばかりでなく自動車の使用者や荷主に対する再発防止命令の規定や罰則があります。さらに、国土交通省におきましても、荷主に対して再発防止協力要請書を交付することにより、過積載運行の防止に努めているところであり、運送事業者に対しては、平成18年8月に過積載運行などの法令違反に対する行政処分基準を強化したところであります。

つきましては、過積載運行の排除はトラック運送事業者の認識が第一ですが荷主と一緒にした取り組みが不可欠であり、平成15年10月に日本経団連が示した「安全運転に関する荷主としての行動指針」の中で法令遵守し、運送事業者に対して過積載や高さ制限違反等の法令違反となるような要求はしないと顯示されておりますので、何とぞ本件趣旨をご理解のうえ、会員の皆様に格別のご配慮を頂くようご指導頂きますとともに、貴会報等に掲載するなど啓発にご協力賜りますようお願い申し上げます。

問合せ先（事務局）

名古屋市中川区北江町1丁目1-2

中部運輸局愛知運輸支局監査担当

電話 052-351-5313